

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月10日認可した。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市屋島仲池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）牛田池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒谷地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）護神上池地区